

と幾らも残らなかつたので、アメリカで働きながら勉強してヨーロッパに渡り、実業練習生（毎月六十円ほど支給）となつてかろうじて勉強が続けられたという（回想二）『美術』第二卷第二号。昭和二十年三月）。しかし、練習生の数にも限りがあり、選に漏れた人々のなかには苛酷な生活を送つた者もあつた。高木背水については既に記したが、江良剛治の書簡（『東京美術学校校友会月報』第三卷第二号所載）にも三等船客となつて泥棒扱いされたりしながらアメリカに渡り、飲食を節約して職捜しをするさまが記されている。彼らはアメリカで資金を稼いでヨーロッパへ渡る心算だったが、背水のように体をこわして途中で帰国したり、本保義太郎のようにパリで病死してしまつた例もあり、目的を達せなかつた人々もあつたのである。

第五節 明治三十八年

明治三十八年東京美術學校年報

甲 款

概況

明治三十八年四月一日ヨリ同月七日マテ一週間本校校舍ノ一部ヲ本校校友会ニ貸付シテ恤兵展覽會ヲ開キタリ

同年七月十一日午前九時ヨリ第十四回卒業証書授與式ヲ行ヒ卒業製作及生徒成績品ヲ陳列シテ來賓ノ觀覽ニ供シ同月十二日及十三日ノ兩日本校関係者ニ縦覽ヲ許ス

従來本校入學者中俊秀ヲ拔擢スル目的ヲ以テ四月ヨリ六月マテ中學校卒業生ニ仮入學ヲ許シタルガ前年度中此規程ヲ廢シタルヲ以テ本年ヨリ改正規則ニ依リ中學校卒業生ヲシテ始メテ豫備科ニ入學ヲ許シタリ 其在學期間ハ仮入學ト同シク四月ヨリ六月ニ至ルノ一學期間ニシテ最後ニ試験ヲ施シ本科入學ヲ許否ス

規程

本年度内ニ於テハ規則内規等ノ創定改正シタルモノナシ

設備

本校敷地ノ狹隘ナルハ毎年本項ニ於テ述ブル所ノ如ク又其校舍ハ明治十年教育博物館トシテ建造シタルモノヲ充用シ居ルガ故ニ逐年破損腐朽ノ箇所ヲ増シ漸次危殆ニ赴キ改築ノ必要ハ倍々焦眉ノ急ニ迫ルヲ以テ數年前ヨリ之ヲ本項ニ於テ申報シ一面ニ於テハ改

築ノ計畫アランコトヲ具申セシモ未ダ其運ビニ至ラス 然レトモ
在苒放擲シ置クベキニアラス 速ニ改築ノ計畫アランコトヲ望ム
講義室ハ従来二室ヲ充用スルノミニシテ講授上不便尠カラス 他
室ヲ流用セントスルモ既ニ亦不足ヲ告クルノ際ニシテ如何トモス
ベキナン 少クモ一棟ヲ増築スルノ必要アリ

職員

教授助教授書記ハ定員ニ滿タス 目下ノ費額ニテハ之ヲ充タスニ
足ラサレハナリ 今其人員ヲ前年度末ニ比スレハ教授助教授ニ各
二人ヲ増シ嘱託講師ニ三人ヲ同教員ニ四人ヲ減シ教員雇ニ一人ヲ
増シ事務雇ニ一人ヲ減セリ

外國留學生ハ昨年度末ニ比スレハ教授ニ一人ヲ減シ助教授ニ一人
ヲ増セリ

休職員ハ本年度末ニテ教授一人ナリ

生徒

全体生徒ノ操行學力ハ前年度ニ比シテ著シキ差違ヲ見ス 健康ニ
於テハ概シテ良好ナルヲ認ム 而シテ入學者學力ノ程度ハ計六十
八人ノ内公立中學校卒業業者三十二人私立中學校卒業業者十九人師範
學校卒業業者二人工業學校卒業業者六人各種工藝學校卒業業者九人ニシ
テ其年齡ハ本科生最高二十六年最低十八年一ヶ月平均二十一年二
ヶ月(本年三月ヲ以テ算ス
以下之ニ同シ) 撰科生最高二十五年三ヶ月最低十八年五ヶ
月平均二十年七ヶ月圖畫講習科最高四十一年最低三十年五ヶ月平
均三十五年八ヶ月研究科最高二十七年六ヶ月最低二十一年十ヶ月
平均二十四年六ヶ月ナリ

生徒入學、轉科、退學ハ之ヲ前年度ニ比スレハ入學者ニ於テ本科

一人(前年度ノ予備
ノ課程ニ比シ) 撰科十五人圖畫講習科一人ヲ減シ再入學ハ三人
轉科ハ一人ヲ増シ退學者ニ在リテハ家事係累退學ハ七人ヲ減シ病
氣退學ハ五人ヲ増シ除名ハ一人ヲ減シ死亡者ニ在リテハ一名ヲ増
シタリ

生徒ノ員數ハ本年度末ニ於テ之ヲ前年度ニ比スルニ日本畫科ハ二
十八人西洋畫科ハ四十七人圖按科ハ十六人彫刻科ハ三人金工科
(前年度ノ即チ彫
金科、銀金科)ハ三人鑄造科ハ六人漆工科ハ四人ヲ増シ撰科ハ八人
ヲ減シ研究科ハ二人圖畫講習科ハ二人ヲ増シ差引三十一人ノ増員
ヲ見ル

本年度ノ卒業生ハ本科生十九人撰科生二十一人合計四十人ニシテ
之ヲ前年度ニ比スレハ二人ヲ増セリ

生徒中學術品行共ニ優等ナルモノヲ撰ヒ明治三十八年九月ヨリ向
一學年間授業ヲ免除シ特待生ヲ命シタルモノ十六名アリテ前年度
ニ比スレハ五人ヲ減セリ

生徒中最モ勤勉ナルモノヲ撰ヒ之ヲ表彰セントタメ卒業証書授與式
場ニ於テ精勤証書ヲ授與シタルモノ其數前年度ト同シク計三十四
人アリ

實業學校教員養成規程ニ依リテ學資ヲ補給シタルモノハ前年度ノ
如ク五人ナリ

明治三十九年四月ニ於テ卒業スヘキ生徒ヲシテ實地修學ノタメ明
治三十八年九月中旬ヨリ同月末マテ十七日間ヲ以テ教授一人書記
一人ヲシテ生徒ヲ引率セシメ京都府及奈良縣へ出張ヲ命シタルコ
ト前年ニ同シ

本校生徒ハ皆通學ナルヲ以テ寄宿舎ニ関スル事項ノ申報スベキナ

シ
將來施設上必要ト認ムル件

本項ニ於テ申請スルモノハ數年來開陳シテ御詮考ヲ須ツモノナレトモ毎年留學生一二名ヲ派遣セラル、ノ外未タ實施セラレス甚遺憾トスル所ナリ 速ニ施設セラレンコト切望ニ堪ヘサルナリ 其要領ヲ記セバ左ノ如シ

〔以下、明治三十五年度の報告とほぼ同文であるため省略。〕

雜件

生徒實驗ノ資ニ供スルタメ諸所ノ依頼ヲ受ケ製作ニ從事シタルモノ、中重ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ

依頼製作品一覽

品名	数量	受託年度	年度内ニテ竣工 未竣工ノ區別	依頼者
象牙製扇子	壹個	前年度	同	牧野伸顯
寫真帖	參冊	同	同	法科大學
三ツ組銀盃	壹組	本年度	同	阿部七三吉
十長生圖銀製花瓶	壹對	前年度	同	齋藤甲子郎
金杯	壹個	本年度	同	羽生能誠
十長成ノ圖	貳枚	同	同	齋藤甲子郎
壁飾無目鏡板	五枚	前年度	同	文部省建築課
蒔繪額面	壹個	本年度	同	外務省
青銅製鑄造花瓶	參個	同	同	上
龍銅製打物花瓶	壹對	同	同	上
花鳥絹地繪額面	六個	同	同	上
七寶額面	壹個	同	同	上
柴山象筭額面	壹個	同	同	上
刺繡額面	壹個	同	同	上

下谷区凱旋門上部 裝飾雜型	壹式	同	同	下谷区役所
寫真帖	壹冊	同	同	山田三郎

明治三十八年三月改正東京美術學校規則、各科授業要旨、文庫規則

東京美術學校規則 明治三十八年三月改正

〔目次省略〕

第一章 總則

第一條 本校ニ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科及漆工科ヲ置ク

本校ハ前項ニ掲ケタル各科ノ技術家并師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員及實業學校ノ彫刻、圖按、金工、漆工ノ實技教員ヲ養成スル所トス

第二條 本校ノ修業年限ハ豫備科及本科ヲ通シテ五箇年トシ入學ノ始ニ於テ一學期間豫備科ヲ履修セシメ最後ノ二學期間ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

第二章 學科課程

第三條 豫備科及本科ノ課目並其ノ程度左ノ如シ

豫備科

課目	每週教授時數
毛筆畫實習	八